

物価高騰対策 地域公共交通・運送事業者等支援事業

町では、物価高騰の影響を受けている地域公共交通事業者、運送事業者に対し支援金を交付します。申請に当たっては、必ず申請案内にて対象事業者の要件および申請方法をご確認ください。

地域公共交通運行継続支援金

対象

- 町内に営業所を置くタクシー事業者（福祉輸送事業限定事業者を除く）
- 町内に定期運行路線を有する路線バス事業者

支援金

基本額 1法人30万円(個人の場合は5万円)

加算額 保有車両1台につき2万円

路線バス事業者 基本額 1法人50万円
加算額 町内を定期運行する1路線につき10万円

エネルギー価格高騰対策運送事業者等支援金

対象

- 町内に営業所を置く一般貨物自動車運送・貨物軽自動車運送・一般貸切旅客自動車運送・自動車運転代行業者(法人・個人)

支援金

一般貨物自動車運送・一般貸切旅客自動車運送事業者 1台当たり5万円

貨物軽自動車運送・自動車運転代行業者 1台当たり2万5千円

共通

申請期間

6月16日(月)～8月29日(金)
※郵送の場合は8月31日(日)消印有効
※予算額に達した時点で受付終了となります。

申請方法

町公式ホームページから申請書を取得し、必要書類を添付の上、申請先(各課)へ持参または郵送で申請してください。

申請先・問い合わせ

地域公共交通運行継続支援金について
まちづくり整備課
☎581・2121内線242

エネルギー価格高騰対策運送事業者等支援金について

産業振興企業誘致課
☎581・2121内線412



申請案内・申請書類



申請案内・申請書類

年金特報

「国民年金保険料の免除・納付猶予について」

年金についての情報をお届け!

審査対象者の前年所得が基準内の場合、申請により国民年金保険料の納付を免除等できます。納付が困難な方は、ねんきん加入者ダイヤルにお問い合わせください。

○申請種類と審査対象者

免除(全額免除・一部免除)申請 本人、配偶者、世帯主

納付猶予申請 本人(50歳未満)と配偶者

○必要書類

マイナンバーカード等の本人確認書類、基礎年金番号が分かる書類、失業の場合は雇用保険被保険者離職票(失業者の所得を除外して審査します)等

○対象保険料と申請期間

令和7年度分(令和7年7月～令和8年6月) 7月から

令和6年度以前分(令和7年6月以前) 随時

○申請方法

マイナンバーカードを使用した「電子申請」または郵送の場合はいつでも手続きが可能です。また、熊谷年金事務所、町民課窓口でも受け付けできます。

○免除または納付猶予が認められると

- ①承認期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されます。
 - ②承認期間は、障害・遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。
 - ③将来受け取る老齢基礎年金額に一定額が反映されます。
- ※一部免除は保険料を納付した場合に①②③の対象になります。
※納付猶予の承認期間は③の対象外です。

○学生の方は、本誌4月号の学生納付特例制度をご覧ください。

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570・003・004、町民課 ☎581・2121内線111・112
※問い合わせの際は、基礎年金番号が分かる書類をご用意ください。



年金機構ホームページ「免除申請」

健康ひろば

みんな健康!
元気・いきいき 寄居町!



毎年6月は「食育月間」です!!

「食育」とは、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識とバランスのよい「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むことです。最近では、栄養の偏りや不規則な食事などによる生活習慣病の増加、若い女性を中心にみられる過度のダイエット志向や、高齢者の低栄養傾向等による健康面での問題が指摘されています。また、外国からの食料輸入等により、食を取り巻く環境も大きく変化しています。

こうした中、食育を通じて心と身体の健康を維持し、生き生きと暮らすために、生涯にわたって「食べる力」「生きる力」を育むことが重要です。

「食育」は特別なことでなく、次のような取り組みでも実践できます。皆さんもできることから少しずつ始めてみませんか。

食育の取り組み

- 朝ごはんを食べて1日の活動効率をあげましょう
- 栄養バランスを考えて健康づくりにつなげましょう
- みんなで食卓を囲み「食べることを楽しませよう」
- 食べ残しをなくして食品ロスを減らしましょう
- 農林漁業・食品工場・市場などを見学・体験し、食のありがたみを実感しましょう

健康づくり課 ☎581・2121内線213・216



定期的に健康チェック!

町では定期的に、脳血管疾患対策の一環として「健康チェックコーナー」を設けています。定期的な健康チェックを習慣にして、ご自身の健康づくりにお役立てください。

日時/6月26日(木)午前10時～正午
(受付は午前11時30分まで)

場所/役場1階ロビー

対象/20歳以上の町民の方

内容/血圧測定、血管年齢測定、推定野菜摂取量測定、塩分チェック、健康に関する情報提供等

費用/無料

申し込み/不要

健康づくり課 ☎581・2121内線214

受診しましょう! 健康長寿歯科健診

県後期高齢者医療広域連合では、今年度中に76歳または81歳を迎える被保険者を対象に、健康長寿歯科健診を実施します。お口の健康は、全身の健康につながります。疾病予防や健康増進のため、ぜひ受診してください。

日時/7月1日(火)～令和8年1月31日(土)

対象/次のいずれかに該当する後期高齢者医療制度の被保険者の方

- ①昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生まれの方
- ②昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生まれの方

その他/申し込み手続き等の詳細は、県後期高齢者医療広域連合から6月下旬に届く受診案内をご覧ください。

健康長寿歯科健診コールセンター ☎0120・997・270

7月の保健事業

健康づくり課 ☎581・2121内線211・212

こころの健康相談 要事前予約

日時	24日(木)10:00～11:00
場所	役場2階 健康づくり課
対象	こころの健康について悩みをお持ちの方、その家族および関係者

ふるさと健康体操

生活習慣病予防 軽運動教室

日	3日、17日、31日 (各木曜日)	日	14日、28日 (各月曜日)
時間	10:00～11:00	時間	13:30～14:30
場所	勤労福祉センター (よりの会館) 3階スポーツ レクリエーション室	場所	男衾 コミュニティセンター 多目的ホール

持ち物 運動しやすい服装、水分補給ができるもの、上履き
※全日、自主活動日となります。
※熱中症特別警戒アラート、熱中症警戒アラートの発表があった場合は中止となります。